

京都市告示第 411 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成16年12月28日

京都市長 榊本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
訪問入浴介護	(有) ライフケアサービス	ラ・ケアみなみ	平成16年3月1日
通所介護	(有) 銭形企画 訪問介護事業所	高齢者デイサービス 和	平成16年11月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	ラ・ケアみなみ	伏見区桃山町泰長老113-3	平成16年1月31日
訪問入浴介護	訪問入浴サービスあ いあいネットワーク	南区吉祥院定成町33-53	平成16年7月29日
訪問看護	訪問看護ステーショ ン(有)あいあいネッ トワーク	南区吉祥院定成町33-53	平成16年7月29日
居宅療養管理指導	(医) 社団西澤医院	上京区千本通寺ノ内下る西五辻北 町453	平成16年10月31日
居宅療養管理指導	しばの整形外科	左京区吉田下大路町31-2	平成16年10月28日
居宅療養管理指導	趙原診療所	伏見区竹田中川原町62	平成16年11月11日
居宅療養管理指導	山上歯科診療所	下京区塩小路通烏丸西入新京都セ ンタービル5階	平成16年11月30日
居宅介護支援事業者	(有) あいあいネッ トワーク	南区吉祥院定成町33-53	平成16年7月29日
居宅介護支援事業者	ラ・ケアみなみ	伏見区桃山町泰長老113-3	平成14年3月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)